

現在の位置：[トップページ](#) > [産業・雇用](#) > [農業](#) > [生産](#) > 岩手県が育成者権を有する登録品種の取扱いについて

岩手県が育成者権を有する登録品種の取扱いについて

ページ番号1047332

更新日 令和3年12月22日

1 背景

種苗法の一部を改正する法律（令和2年12月9日公布）の施行により、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようになったほか、令和4年4月1日以降は農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖に育成者権者の許諾が必要となります。

このため、岩手県が育成者権を有する登録品種の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

2 岩手県の方針

(1) 海外への持ち出し制限について

岩手県が育成した登録品種は、海外流出を防ぐ観点から種苗を輸出する行為及び最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限しています。品種毎の制限については、農林水産省品種登録ホームページにてご確認ください。

[農林水産省品種登録ホームページ（外部リンク）](#)

(2) 自家増殖の許諾について

令和4年4月1日以降、一部品種を除き、岩手県内に住所を有する農業を営む個人又は岩手県内に事務所若しくは事業所を有する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に限り、自家増殖^注を許諾します。

また、許諾手続きは不要で、実施料（許諾料）も徴収しません。

なお、自家増殖を行った時点で、下記の遵守事項に同意したものとみなします。

注 自家増殖

本県では、農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る種苗法第二十条第二項各号に掲げる品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いることをいいます。

(3) 遵守事項

- 当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- 収穫物を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。
- 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- 本許諾に関連する書類やほ場について、必要に応じて県が調査することを認め協力すること。
- その他本許諾に関連する事項について、県の指示に従うこと。

本許諾の遵守事項について重大な違反があった場合、県は本許諾を過去に遡って解除することができるものとします。なお、本許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

表 登録品種の自家増殖の取扱い一覧（令和3年12月21日現在）

品目	品種名	登録年月日	県内の農業生産者 ^{注1}		県外の農業生産者 ^{注2}		備考
			自家増殖の可否 ^{注3}	許諾手続き	自家増殖の可否 ^{注3}	許諾手続き	
水稲	吟ぎんが	2002年9月4日	可	不要	不可	-	
	ぎんおとめ	2003年2月20日	可	不要	不可	-	
	いわてっこ	2004年8月18日	可	不要	不可	-	
	もち美人	2005年9月13日	可	不要	不可	-	
	どんびしゃり	2008年3月17日	可	不要	不可	-	
	つぶゆたか	2011年3月18日	可	不要	不可	-	
	結の香	2014年6月30日	可	不要	不可	-	
	きらほ	2015年11月19日	可	不要	不可	-	
	銀河のしずく	2018年3月20日	不可	-	不可	-	
	金色の風	2019年12月9日	不可	-	不可	-	
	たわわっこ	出願中					協議中 ^{注4}
ひえ	ねばりっこ2号	2012年3月9日	可	不要	不可	-	
あわ	ゆいこがね	2016年6月10日	可	不要	不可	-	
きび	ひめこがね	2018年8月13日	可	不要	不可	-	
りんご	岩手7号	2009年9月10日	可	不要	不可	-	
	大夢	2013年3月6日	可	不要	不可	-	
	雪いわて	2018年5月16日	可	不要	不可	-	
ぶどう	エーデルロツソ	2013年3月25日	可	不要	不可	-	
りんどう	キュースト	2008年3月17日	不可	-	不可	-	
	マジエル	2008年3月17日	不可	-	不可	-	
	いわてVEB6号	2010年1月14日	不可	-	不可	-	
	ももずきんちゃん	2011年1月25日	可	不要	不可	-	
	いわて夢みのり	2014年1月23日	不可	-	不可	-	
	いわて夢みつき	2015年6月9日	不可	-	不可	-	
	いわてLB-3号	2017年3月1日	不可	-	不可	-	
	いわてLB-4号	2017年3月1日	不可	-	不可	-	
	いわてVEB-7号	2018年1月24日	不可	-	不可	-	
	いわてEB-1号	2018年1月24日	不可	-	不可	-	
	いわてEB-2号	2019年1月23日	不可	-	不可	-	
	いわてMB-2号	2019年1月23日	不可	-	不可	-	
	Bzc-1	出願中	可	不要	不可	-	
	いわてDfG PB-1号	出願中	可	不要	不可	-	
いちご	そよかの	出願中					協議中 ^{注4}
	夏のしずく	出願中					協議中 ^{注4}

- 注1 岩手県内に住所を有する農業を営む個人又は岩手県内に事務所若しくは事業所を有する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人
- 注2 岩手県外に住所を有する農業を営む個人又は岩手県外にのみ事務所若しくは事業所を有する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人
- 注3 可：自家増殖を許諾する、不可：自家増殖を許諾しない
- 注4 現在共同出願者と協議中のため、取扱いが決まり次第お知らせします。

このページに関するお問い合わせ

農林水産部 農産園芸課 水田農業担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5708 ファクス番号：019-651-7172

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

農林水産部 農産園芸課 園芸特産担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5707 ファクス番号：019-651-7172

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

農林水産部 県産米戦略室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5715 ファクス番号：019-651-7172

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

